

日本滑空記章規程

公益社団法人 日本滑空協会

制定 昭和 42 年 3 月 13 日

最終改訂 平成 28 年 8 月 1 日

1 目的

この規程は、日本における滑空機の操縦ならびに飛行についての技量の評価基準を定め、これに対する記章を制定することで滑空機を操縦する者の達成成果を証明し、競技会等への参加資格の指標にするなどの用に供することにより、滑空スポーツの安全性の向上と振興を図り、以て公益の増進に資することを目的とする。

この規程は、より高度な操縦と飛行の技量を対象とする国際的な FAI 国際滑空記章の前段階の基準を定めた日本国内における規程であり、FAI 加盟各国はそれぞれの国内事情を勘案した国内記章制度を整備している。

2 日本滑空記章証明書および日本滑空記章

2.1 日本滑空協会会長(以下、「滑空協会会長」いう。)は、技量評価を希望する者に試験を実施し、その合格者に対し日本滑空記章有資格者としての証明を与える。

2.2 前項の試験は、別に定める日本滑空記章試験員規程に基づき、滑空協会会長によって認定された日本滑空記章試験員(以下、「試験員」という。)または、滑空機公式立会人規定に基づき、(一財)日本航空協会会長によって認定された滑空機公式立会人(以下、「公式立会人」という。)が実施し、その結果を滑空協会会長に報告する。滑空協会会長はこれを登録し、日本滑空記章証明書(記第 1 号様式)を合格者に交付する。

2.3 日本滑空記章有資格者は、6.6 に定める手続きにより、日本滑空記章の交付を受け、これを携帯、着用することができる。

2.4 日本滑空記章証明書は日本国内で有効とする。

2.5 日本滑空記章(記第 2 号様式)は、次に掲げる 4 種類とする。

2.5.1 A 章は、青地に白鷗 1 羽および JA を表示する円形記章とする。

2.5.2 B 章は、青地に白鷗 2 羽および JA を表示する円形記章とする。

2.5.3 C 章は、青地に白鷗 3 羽および JA を表示する円形記章とする。

2.5.4 銅章(Br)は、銅葉環付 C 章とする。

2.6 銅章より上の技量については、国際的な FAI 国際滑空記章制度を適用する。

3 日本滑空記章試験の種類および内容

3.1 日本滑空記章試験は、3.2 から 3.5 に掲げる 4 種類の実技試験とする。ただし、審査の必要に応じ、各記章保持者に必要な実施課目ならびに学科試験(筆記試験および口頭試験)を課すことができる。

3.2 A 章試験

3.2.1 A 章試験は、「場周飛行試験」とする。

- 3.2.2 場周飛行試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。
- 3.2.3 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。
- 3.2.4 場周飛行を行ない、指定された着陸帯に着陸すること。
- 3.2.5 着陸は、正常な姿勢で行ない、正常な姿勢で停止すること。
- 3.2.6 飛行はすべて安全に行なうこと。

- 3.3 B章試験
 - 3.3.1 B章試験は、「旋回飛行試験」とする。
 - 3.3.2 旋回飛行試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。
 - 3.3.3 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。
 - 3.3.4 左 360 度旋回(円形)および右 360 度旋回(円形)を行なうこと。この旋回バンクは、30 度±10 度とする。左旋回および右旋回はいずれを先に実施してもよく、またこれらの旋回は 2 回の飛行に分けて実施してもよい。バンクおよび開始方向と停止方向の明瞭なもののみを本試験課目の旋回として認める。
 - 3.3.5 着陸は、指定された幅 5m、長さ 60m の区域内に正常な姿勢で主車輪を接地させ、直進で滑走し、正常な姿勢で停止すること。こすりつけるような接地は、着陸の接地として認めない。
 - 3.3.6 飛行はすべて安全に行なうこと。

- 3.4 C章試験
 - 3.4.1 C章試験は、「滑翔試験」ならびに「急旋回飛行試験」とする。
 - 3.4.2 滑翔試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。
 - 3.4.3 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。
 - 3.4.4 曳航索の離脱後、上昇気流を利用して滞空時間 30 分以上の飛行を行ない、滑翔能力を示すこと。
 - 3.4.5 損失高度(離脱高度と離着陸地点の高度差合計)は、600m 以下とする。
 - 3.4.6 飛行はすべて安全に行なうこと。
 - 3.4.7 急旋回飛行試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。
 - 3.4.8 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。
 - 3.4.9 1,080 度急旋回(360 度連続 3 回)を行なって、指定された区域内に着陸すること。急旋回のバンクは 45 度とし、急旋回持続中のバンクは±10 度以内でなければならない。急旋回は、左 1,080 度旋回および右 1,080 度旋回を行なわなければならない。ただし、これら左右の急旋回は、2 回の飛行に分けて実施してもよい。
 - 3.4.10 着陸は、指定された幅 50m、長さ 250m の区域内に正常な姿勢で主車輪を接地させ、直進で滑走し、正常な姿勢で停止すること。こすりつけるような接地は、着陸の接地として認めない。
 - 3.4.11 滑翔試験ならびに急旋回飛行試験は、同一の飛行において実施することができる。
 - 3.4.12 C章試験の実施に際し、滑翔試験に定める課目と同一の飛行を行なった経歴を有する受験者については、滑翔試験の実施を免除し、その経歴を以って滑翔試験に合格したものとす。

- 3.5 銅章試験
 - 3.5.1 銅章試験は、「滑翔試験」ならびに「野外着陸試験」とする。
 - 3.5.2 滑翔試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。

- 3.5.3 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。
- 3.5.4 曳航索の離脱後、上昇気流を利用して、滞空時間 2 時間以上の飛行を 1 回、または滞空時間 1 時間以上の飛行を 2 回行なうこと。
- 3.5.5 損失高度(離脱高度と離着陸地点の高度差合計)は、600m 以下とする。
- 3.5.6 飛行はすべて安全に行なうこと。
- 3.5.7 野外着陸試験の受験者は、次に掲げる課目に合格しなければならない。
- 3.5.8 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと。
- 3.5.9 着陸は野外に設定され、または野外を想定して設定された幅 50m、長さ 250m の着陸場内に正常な姿勢で主車輪を接地させ、直進で滑走し、正常な姿勢で停止すること。こすりつけるような接地は、着陸の接地として認めない。
- 3.5.10 着陸は、オーバーヘッド・アプローチにより進入を行ない、最終進入旋回は、スリッピング・ターンを含まなければならない。
- 3.5.11 飛行はすべて安全に行なうこと。
- 3.5.12 滑翔試験および野外着陸試験は、同一の飛行において実施することができる。
- 3.5.13 銅章試験の実施に際し、滑翔試験に定める課目と同一の飛行を行なった経歴を有する受験者については、滑翔試験の実施を免除し、その経歴を以って滑翔試験に合格したものとする。

4 日本滑空記章の取得

- 4.1 日本滑空記章の証明を受けようとする者は、次項に掲げる受験資格を得た後、試験員または公式立会人に申し出て、その指示に従って試験を受け、合格しなければならない。
- 4.2 受験資格
 - 4.2.1 A 章試験を受けようとする者は、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
 - 4.2.2 B 章試験を受けようとする者は、A 章保持者または A 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
 - 4.2.3 C 章試験を受けようとする者は、B 章保持者または B 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
 - 4.2.4 銅章試験を受けようとする者は、C 章保持者または C 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- 4.3 日本国内滑空記章は A 章から順に受験をし、その証明を受けるものとする。ただし、5 に定める「特例による試験の免除」の適用を受ける場合は、この限りでない。
- 4.4 日本国内滑空記章試験を受ける団体において、受験料が定められている場合、受験者は予めこの受験料を当該団体に納めなければならない。

5 特例による試験の免除

- 5.1 A 章試験の免除
 - 下記の一に該当する者は、滑空機操縦教員の推薦または承認と、これに係る試験員の保証があるとき、A 章の申請についての試験を免除される。
 - 5.1.1 滑空機以外の航空機を含め、航空機操縦練習許可書を保有し、かつ単独飛行を許可されている者。
 - 5.1.2 滑空機以外の航空機および中級滑空機以上の自家用操縦士技能証明書を保有する者。
- 5.2 B 章試験の免除

下記の一に該当する者は、滑空機操縦教員の推薦または承認と、これに係る試験員の保証があるとき、B 章の申請についての試験を免除される。

- 5.2.1 上級滑空機限定の自家用操縦士技能証明書を保有する者。
- 5.2.2 滑空機以外の航空機を含め、事業用操縦士以上の技能証明書を保有する者。
- 5.3 各章試験の免除

FAI 正会員、または同正会員が滑空に関して権限を委譲している団体が授与した滑空技能についての外国の国内資格証明書を有する者が、その技能と同等の日本滑空記章証明についての申請をする場合は、滑空機操縦教員の推薦または承認と、これに係る試験員の保証があるとき、各章の申請についての試験を免除される。

6 滑空記章資格の登録および交付

- 6.1 各章の試験を実施した試験員および公式立会人は、日本滑空記章試験報告書(記第 3 号様式、以下、「試験報告書」という。)に合格と判定した試験の内容を記載し、これを保証しなければならない。試験に際し、助手を任命し、その報告を承認した場合も同様とする。
 - 6.1.1 試験員および公式立会人、または試験合格者は、前項に定める試験報告書を試験終了後 6 ヶ月以内に滑空協会会長に提出し、滑空協会会長はこの報告書を基に合格者について該当する滑空記章資格を登録するものとする。試験合格日から 6 ヶ月の期限を過ぎて申請された当該試験報告は無効とし、これにかかる滑空記章資格を登録することはできない。
 - 6.1.2 試験報告書には、合格者の本人特定のため、生年月日等の必要情報を記載するものとする。
 - 6.1.3 これまでに日本滑空記章の証明を受けたことがない(現有滑空記章がない)者がその証明を受けようと申請する場合は、6.1 に定める試験報告書を滑空協会会長に提出すると共に、所定の登録料を滑空協会に納めなければならない。ただし、当該申請者が滑空協会個人正会員(ジュニア正会員も含む。)の場合は、登録料を免除する。
 - 6.1.4 前項に定める場合を除き、滑空協会会長は、6.1.1 に定める試験報告書の提出があった場合、滑空記章資格を無料で登録する。
- 6.2 C 章および銅章についての試験報告書には、6.1.2 に定める事項のほか、飛行証明書(記第 3 号様式)を添付しなければならない。
- 6.3 5 に定める「特例による試験の免除」に該当する場合、6.1 に定める試験報告書のほか、日本滑空記章試験免除承認書(記第 5 号様式)を添付しなければならない。
- 6.4 滑空協会会長は、6.1.1 において提出された試験報告書について、報告日付順、試験合格日付順に合格者に対して管理番号を付し、これを保管し、日本滑空記章証明書(記第 1 号様式)および日本滑空記章(記第 2 号様式)の交付、再交付、または照会に対応する。
- 6.5 6.1.1 の定めにより滑空記章資格が登録された場合、滑空協会会長は合格者に対し、日本滑空記章証明書を交付する。
- 6.6 日本滑空記章証明書の再交付または日本滑空記章の交付、再交付を希望する者は、試験報告書のほか、日本滑空記章証明書/日本滑空記章交付・再交付申請書(記第 4 号様式)を滑空協会会長に提出しなければならない。
- 6.7 前項に定める申請があった場合、滑空協会会長は申請者の資格を確認のうえ、該当する日本滑空記章証明書または日本滑空記章を申請者に交付する。
- 6.8 6.1.3 または 6.6 に定める事項に該当する場合は、8「雑則」に定める所定の額を滑空協会に納

めなければならない。

7 罰 則

- 7.1 この規程に違反し、または、不正の行為もしくは不正の手段により、日本滑空記章試験を受け、滑空記章資格証明を取得しようとした者ならびにこれを取得した者は、その成績または滑空記章資格証明を無効として取り消され、付与された管理番号は欠番とする。
- 7.2 前項に該当した者は、直ちに日本滑空記章証明書ならびに日本滑空記章を滑空協会会長に返納しなければならない。また、日本滑空記章証明書ならびに日本滑空記章を返納した日より1年間は日本滑空記章試験を受験することができない。

8 雑 則

- 8.1 これまでに日本滑空記章の証明を受けておらず(現有滑空記章がない)、初めてその証明を受けようと申請する場合は、登録料として1,000円を滑空協会に納めるものとする。ただし、滑空協会個人正会員(ジュニア正会員も含む。)ならびに既に日本滑空記章証明の登録がされている者が申請をする場合は、この限りでない(登録料を免除とする。)
- 8.2 日本滑空記章証明書の再交付を申請する場合は、章の種別(A章、B章、C章、銅章)に関係なく、再交付手数料として各章につき500円を滑空協会に納めるものとする。
- 8.3 日本滑空記章(バッジ)の交付または再交付を申請する場合は、章の種別(A章、B章、C章、銅章)に関係なく、交付または再交付手数料として各章につき1,500円を滑空協会に納めるものとする。
- 8.4 受験者は、試験に関する費用のすべてを負担しなければならない。ただし、費用の全部または一部について免除されている場合は、この限りでない。
- 8.5 試験における受験者の飛行は、その飛行管理者または滑空機操縦教員もしくは団体の担当責任者の監督の下に行なわれるものとする。
- 8.6 動力滑空機を用いて日本滑空記章試験を行なう場合、A章試験の場合を除き、すべて動力を停止した状態でこれを実施しなければならない。

様 式

記第1号様式	日本滑空記章証明書(A章、B章、C章、銅章)
記第2号様式	日本滑空記章(A章、B章、C章、銅章)
記第3号様式	日本滑空記章試験報告書／飛行証明書(C章、銅章試験添付用)
記第4号様式	日本滑空記章証明書／日本滑空記章 交付・再交付申請書
記第5号様式	日本滑空記章試験免除承認書

附 則

本規程は、平成17年4月1日に日本国内滑空記章制度を財団法人日本航空協会より移管されたことを受けて、社団法人日本滑空協会において社団法人日本滑空協会規則 滑協規第005号として、同日付で改定施行する。

附 則

本規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

改定履歴

財団法人 日本航空協会

昭和 42 年 3 月 13 日	制定
昭和 51 年 12 月 10 日	改定
昭和 61 年 4 月 1 日	改定
平成 16 年 4 月 1 日	改定

社団法人 日本滑空協会

平成 17 年 4 月 1 日	改定施行	
平成 19 年 9 月 1 日	改定施行	認定申請、報告手続きの変更
平成 22 年 9 月 1 日	改定	報告手続き、様式等の変更、名称を規定から規程に変更
平成 23 年 9 月 17 日	改定	認定申請、報告手続きの変更(6.1.1 申請期限の追加)

公益社団法人 日本滑空協会

平成 28 年 8 月 1 日	改訂	一部字句訂正
-----------------	----	--------

本規程に関する連絡先

公益社団法人 日本滑空協会

〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館 8 階

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp 電話: 03-3519-8074

<http://www.japan-soaring.org/>

記第1号様式 日本滑空記章証明書 名刺サイズ(縦 55 mm 横 91 mm)のカード

A章

日本滑空記章証明書

A章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

B章

日本滑空記章証明書

B章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

C章

日本滑空記章証明書

C章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

銅章

日本滑空記章証明書

銅章 No. _____

氏名: _____

発行日: _____年 _____月 _____日

公益社団法人 日本滑空協会 会長 

記第 2 号様式 日本滑空記章
A 章



B 章



C 章



銅章



記第 3 号様式

用途: 各章試験合格者報告用 日本滑空記章試験員など→日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章試験報告書

_____年____月____日

公益社団法人 日本滑空協会会長 殿

日本滑空記章____章合格を下記のとおり報告しますので、ご登録下さい。

フリガナ _____
合格者氏名 _____ 性別 男・女 日本滑空協会 会員番号 No. _____
生年月日 _____年____月____日
所属(クラブ・学校) _____
現有滑空記章の有無: 有 無 (無の場合、登録料¥1,000)
現有国内滑空記章____章 No. _____ * 上記、ボックスにチェックし、有の場合は章の種別、番号を記入
住所 〒 _____
E-mail _____
申請記章試験合格日 _____年____月____日
報告者氏名 _____ 日本滑空記章試験員No. _____ 公式立会人No. _____
助手氏名 _____ (任命して試験を実施した場合記入)
 上記、助手からの試験報告について、承認し、これを保証します。(該当する場合、ボックスにチェック)

飛行証明書(C章および銅章の試験報告書に添付)

滑空時間: _____時間____分	滑空時間: _____時間____分
飛行日: _____年____月____日	飛行日: _____年____月____日
滑空機: _____式____型	滑空機: _____式____型
JA _____ ウインチ・飛行機曳航	JA _____ ウインチ・飛行機曳航
日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。	日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。
助手 氏名 _____	助手 氏名 _____
報告者氏名 _____	報告者氏名 _____
記章試験員No. _____ 公式立会人No. _____	記章試験員No. _____ 公式立会人No. _____

《登録料》日本滑空記章を初めて申請する際の登録料:1,000 円(合格者が滑空協会個人会員の場合は免除)

《送金先》

- ・ 郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会
- ・ 銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No.0214517 口座名:公益社団法人日本滑空協会
- ・ 現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送
〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

記第 4 号様式

用途: 各章証明書・記章交付申請用 日本滑空記章保持者→日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)
E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章証明書/日本滑空記章 交付・再交付申請書

_____年____月____日

公益社団法人 日本滑空協会会長 殿

私の所有する章について、下記交付・再交付を申請します。

A 章 B 章 C 章 銅章 に関する (該当する項目に○をして下さい)

① 日本滑空記章(バッジ)交付・再交付 (該当する項目に○をして下さい)

② 日本滑空記章証明書(カード)再交付(証明書No. _____)

フリガナ _____
申請者氏名 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

日本滑空協会 会員番号 No. _____

所属(クラブ・学校) _____

住 所 〒 _____ - _____

電 話 _____ - _____ - _____

E-mail Address _____

記

A 章、B 章、C 章、銅章 交付・再交付申請料

① 日本滑空記章(交付・再交付)各 1 件 1,500 円(税込)

② 日本滑空記章証明書(再交付)各 1 件 500 円(税込)

* 日本滑空記章証明書は各章について合格者全員に無料発行します。再交付以外はこの申請書の提出は不要です。

保有資格ならびに入金確認後、上記住所に郵送します。

《送金先》

郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会

銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No.0214517 口座名:公益社団法人日本滑空協会

現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送

〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

記第 5 号様式

用途: 特例あるいは試験免除による各章試験合格の場合 試験報告書(記第3号様式)に添付
日本滑空記章試験員など→日本滑空協会会長(メール添付、FAX で送付可)
E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX:03-3519-8075

日本滑空記章試験免除承認書

_____年____月____日

公益社団法人 日本滑空協会会長 殿

下記の者について、日本滑空記章_____章の申請についての試験を免除することを承認します。

日本滑空記章試験員No. _____

公式立会人No. _____

承認者氏名 _____

証 明 事 項

試験免除者の資料に基づき、判断した結果、下記証明内容を保証します。

フリガナ _____
試験免除者氏名 _____ 性別 男・女 _____年____月____日生
住 所 〒 - _____
日本滑空協会 会員番号 No. _____ 所属(クラブ・学校) _____

特例又は試験免除適用事由(下記のいずれか)

5.1 条適用(A 章試験免除)

- ① 航空機操縦練習許可書: 航空機種別 _____ 第 _____ 号
単独飛行の技能のあることの証明 交付 _____ 年 ____ 月 ____ 日
対象航空機 _____ 式 _____ 型
認定者 _____ 操縦教育証明 第 _____ 号
- ② 自家用操縦士技能証明書(中級滑空機、あるいは滑空機以外の航空機)
限定事項 _____
第 _____ 号 交付 _____ 年 ____ 月 ____ 日

5.2 条適用(B 章試験免除)

- ① 自家用操縦士技能証明(上級滑空機)
第 _____ 号 交付 _____ 年 ____ 月 ____ 日
- ② 事業用操縦士以上の技能証明書所有
技能証明書 事業用・定期運送 限定事項 _____
第 _____ 号 交付 _____ 年 ____ 月 ____ 日

5.3 条適用(各章試験免除)

FAI 加盟国国内滑空記章(所有書類のコピー添付)

滑空記章を受けた国名 _____ ・ _____ 章 第 _____ 号

日本滑空記章制度要領(受験者・試験者)

1. 受験前の準備

受験者： 受験資格の確認

- ① 下位章の資格保持または合格済であるかの確認
- ② 滑空機操縦教官の推薦または承認を得ること

試験者： 受験者の確認

- ① 受験者の受験資格ならびに受験課目相当の技量の有無の確認
- ② 特例による試験免除可能性(免許または許可証類の有無)の確認

2. 受験

- ① 日本滑空記章試験員または公式立会人に受験意思を伝え、指示に従って受験する。
- ② 受験者は、受験する団体において、試験に伴う費用が必要な場合は支払う。

3. 試験後の手続き

- ① 日本滑空記章試験員または公式立会人は受験者に可否を伝える。
- ② 日本滑空記章試験員または公式立会人は、受験者が合格をした場合、試験報告書(記第3号様式)により試験合格日から6ヶ月以内にその内容を滑空協会会長に報告する。
必要に応じ、飛行証明書(記第3号様式)、または試験免除承認書(記第5号様式)を添付する。
合格者本人が、試験員または公式立会人の承諾を得れば、試験報告書類を直接、協会に提出してもよい。
- ③ 現有滑空記章がない合格者は、申請の際に登録料として1,000円を支払う。ただし、当該合格者が滑空協会個人正会員(ジュニア正会員も含む。)の場合は、申請にかかるこの登録料は免除となる。
- ④ 既に滑空協会において滑空記章資格の登録・証明がされている場合(制度移管前の航空協会が所管していた時に登録している場合も含む。)、ならびに③において登録料を過去に一度納めたことがある場合は、あらたな滑空記章資格の申請について、会員・非会員にかかわらず無料で登録される。

日本滑空記章制度要領(協会)

1. 滑空協会は、滑空記章資格証明に関する各種照会に対応する。
2. 滑空協会は、試験報告書の報告日付順、試験合格日付順に登録番号を付し、データを登録、保管するとともに、協会機関誌で各章の合格者を発表する。
3. 滑空協会は、提出された試験報告書に基づき、日本滑空記章の各章を登録した後、試験報告者(試験員、公式立会人)に登録事項を通知するとともに、合格者に日本滑空記章証明書を交付する。
4. 合格者が日本滑空記章(バッジ)を希望し、合格者から交付・再交付申請書(記第4号様式)の提出と交付申請料を受けた場合、滑空協会は、登録データを確認のうえ、該当する記章を合格者に対し交付する。
5. 日本滑空記章証明書または日本滑空記章の再交付の申請があった場合も4と同様の手順により、再交付する。

関連規定

世界の航空スポーツは FAI: Fédération Aéronautique Internationale によって統括されており、日本国内では FAI NAC (National Aerospports Control) である一般財団法人日本航空協会が統括している。

- ・ FAI SPORTING CODE GENERAL SECTION FAI 制定
<http://www.fai.org/fai-documents>

- ・ FAI SPORTING CODE SECTION 3 FAI 制定
<http://www.fai.org/igc-documents>

- ・ FAI国際滑空記章交付規定 (一財)日本航空協会 制定
国内章の上位章として、FAI が管理している FAI 国際滑空記章があり、銀章、金章、ダイヤモンド距離章、ダイヤモンド目的地章、ダイヤモンド高度章、3ダイヤモンド章、750 km以上章(750 km章、1,000 km章、1,250 km章、1,500 km章等 250 km毎)が制定されている。
http://www.aero.or.jp/koku_sports/Document.htm#kisyo

- ・ 日本記録及び世界記録の証明及び認定規定 (一財)日本航空協会 制定
http://www.aero.or.jp/record/jp_rec_code.DOC

- ・ 公式立会人規定 (一財)日本航空協会 制定
http://www.aero.or.jp/record/obser_rule.doc
* 滑空機公式立会人規定については未公開 (一財)日本航空協会 制定

- ・ 日本滑空記章試験員規程 (公社)日本滑空協会規則

記第3号様式

用途:各章試験合格者報告用 日本滑空記章試験員など→日本滑空協会会長(メール添付、FAXで送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章試験報告書

2010年9月1日

公益社団法人 日本滑空協会会長 殿

日本滑空記章 A 章合格を下記のとおり報告しますので、ご登録下さい。

フリガナカックウ ゴロウ.....

合格者氏名 滑空 五郎 性別(男)・女 日本滑空協会 会員番号 No.

生年月日 1990 年 5 月 25 日

所属(クラブ・学校) 〇〇大学航空部/△△グライダークラブ

滑空協会個人会員の方は、
登録料 1,000 円は免除されます。

現有滑空記章の有無: 有 無(無の場合、登録料¥1,000)

現有国内滑空記章 章 No. * 上記、ボックスにチェックし、有の場合は章の種類、番号を記入

住所 〒 - 〇〇県△△市××区△□□ 滞空マンション 101

E-mail

申請記章試験合格日 2010 年 8 月 28 日

報告者氏名 曳航 二郎 日本滑空記章試験員No. 0000 公式立会人No. 0000

助手氏名 航空 太郎 (任命して試験を実施した場合記入)

上記、助手からの試験報告について、承認し、これを保証します。(該当する場合、ボックスにチェック)

飛行証明書(C章および銅章の試験報告書に添付)

滑空時間: 時間 分

滑空時間: 時間 分

飛行日: 年 月 日

飛行日: 年 月 日

滑空機: 式 型

滑空機: 式 型

JA ウインチ・飛行機曳航

JA ウインチ・飛行機曳航

日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。

日本滑空記章規程に定める滞空飛行を行なったことを証明する。

助手 氏名

助手 氏名

報告者氏名

報告者氏名

記章試験員No. 公式立会人No.

記章試験員No. 公式立会人No.

《登録料》日本滑空記章を初めて申請する際の登録料:1,000円(合格者が滑空協会個人会員の場合は免除)

《送金先》

- ・ 郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会
- ・ 銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No.0214517 口座名:公益社団法人日本滑空協会
- ・ 現金書留または郵便局で定額小為替(手数料100円/枚)を購入し、下記住所に郵送
〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

記第4号様式

用途: 各章証明書・記章交付申請用 日本滑空記章保持者→日本滑空協会会長 (メール添付、FAXで送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

日本滑空記章証明書/日本滑空記章 交付・再交付申請書

2010年9月1日

公益社団法人 日本滑空協会会長 殿

私の所有する章について、下記交付・再交付を申請します。

A章 B章 C章 銅章 に関する (該当する項目に○をして下さい)

① 日本滑空記章(バッジ) 交付 ・再交付 (該当する項目に○をして下さい)

② 日本滑空記章証明書(カード)再交付(証明書No. 9999)

証明書について、再交付を希望する以外は、この申請書の提出は不要です。(報告書のみ提出で良い。)

フリガナカックウ サブロウ.....

申請者氏名 滑空 三郎 1985年2月19日生

日本滑空協会 会員番号 No. 0000

所属(クラブ・学校) ○○大学航空部/△△グライダークラブ

住所 〒 000 - 0000

○○県○○市××区△△

電話 - -

E-mail Address _____

記

A章、B章、C章、銅章 交付・再交付申請料

① 日本滑空記章(交付・再交付)各1件 1,500円(税込)

② 日本滑空記章証明書(再交付)各1件 500円(税込)

* 日本滑空記章証明書は各章について合格者全員に無料発行します。再交付以外はこの申請書の提出は不要です。

保有資格ならびに入金確認後、上記住所に郵送します。

《送金先》

郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会

銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通・口座No.0214517 口座名:公益社団法人日本滑空協会

現金書留または郵便局で定額小為替(手数料100円/枚)を購入し、下記住所に郵送

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

記第5号様式

用途: 特例あるいは試験免除による各章試験合格の場合 試験報告書(記第3号様式)に添付
日本滑空記章試験員など→日本滑空協会会長(メール添付、FAXで送付可)
E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX:03-3519-8075

日本滑空記章試験免除承認書

2010年9月1日

公益社団法人 日本滑空協会会長 殿

下記の者について、日本滑空記章 A 章の申請についての試験を免除することを承認します。

日本滑空記章試験員No. 0000

公式立会人No. 0000

承認者氏名 曳航 二郎

証明事項

試験免除者の資料に基づき、判断した結果、下記証明内容を保証します。

フリガナタイクウ タロウ.....
試験免除者氏名 滞空 太郎 性別(男)・女 1990年5月25日生
住所 〒 - ○○県○○市××区△□□ 尾翼ハイツ 201
日本滑空協会 会員番号 No. _____ 所属(クラブ・学校) ○○大学航空部

特例又は試験免除適用事由(下記のいずれか)

5.1 条適用(A 章試験免除)

- ① 航空機操縦練習許可書: 航空機種別 東事総 第 0000 号
単独飛行の技能のあることの証明 交付 2010年7月4日
対象航空機 ○○×× 式 ××△△ 型
認定者 河川 草太 操縦教育証明 第 000 号
- ② 自家用操縦士技能証明書(中級滑空機、あるいは滑空機以外の航空機)
限定事項 上級滑空機
第 _____ 号 交付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5.2 条適用(B 章試験免除)

- ① 自家用操縦士技能証明(上級滑空機)
第 _____ 号 交付 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ② 事業用操縦士以上の技能証明書所有
技能証明書 事業用・定期運送 限定事項 _____
第 _____ 号 交付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5.3 条適用(各章試験免除)

FAI 加盟国国内滑空記章(所有書類のコピー添付)

滑空記章を受けた国名 _____ ・ _____ 章 第 _____ 号